

事務連絡
令和4年11月18日

京都市行財政局税務部 御中

総務省自治税務局企画課

京都市「非居住住宅利活用促進税」について

法定外税の創設に当たっては、税に対する信頼を確保するよう、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等について、十分な検討が行われることが望ましいものであり、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要です。

令和4年3月30日付で新設の協議があった標記については、このような観点からこれまでも協議の過程で様々な質疑をさせていただいたところです。今般、地方財政審議会からも「課税免除の対象等について明確にすべき」「これらのことを納税者へ様々な方法で幅広く説明すべき」との指摘があったことも踏まえ、下記の点について御留意の上、納税者を含む関係者に対して様々な方法で幅広く説明・意見聴取等を行うなど、適切な御対応をお願いします。

また、これらの状況及び結果についても御報告いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- ・ 京都市非居住住宅利活用促進税条例(以下、「条例」という。)第5条に規定する課税免除は、課税対象を確定する上で重要な規定であり、条例第5条第1項第1号に規定する「事業の用に供しているもの」とは具体的にどのようなものが対象となるか等について、納税者への明確な説明が求められること。
- ・ 条例第3条第2項第2号に規定する「人の居住の用に供する家屋」の定義については、課税単位を確定する上で重要な規定であり、「家屋」が一の建物を指すか等について、納税者への明確な説明が求められること。